

明るい選挙の啓発作品を募集します

町では、「明るい選挙」の一層の推進を図り、私たちの意思を正しく政治に反映することを啓発し、投票参加など選挙に関心を持てるような印象深い作品を募集します。皆さんの応募作品で未来のまちづくりを促進しましょう！

- ポスター**
 - 内容 明るい選挙の推進を表すもの
 - 募集対象 小学生、中学生、高校生
 - 規格 用紙サイズは四つ切り画用紙(54.2cm×38.2cm)または八つ切り画用紙(38.2cm×27.1cm)【1人1作品】
- 標語**
 - 内容 きれいな選挙の推進と棄権防止の呼びかけを表すもの
 - 募集対象 小学生、中学生、高校生
 - 規格 1作品20字以内【1人2作品以内】
- 動画**
 - 内容 投票に行きたくなる動画
 - 募集対象 町内に在住の方またはグループ
 - 規格 動画の長さは1分以内 アニメーション、実写は問わない【1人(グループ)1作品】



明るい選挙キャラクター
選挙のめいすいくん

申込方法 【ポスター・標語】学校名、学年、氏名(ふりがな)を記入
【動画】応募用紙に必要事項を記入し、CD-RまたはDVD-Rを添付
応募用紙は多古町選挙管理委員会にあります。

提出先 小学生、中学生、高校生は各学校に提出してください。
一般の方(動画応募者)は、直接窓口へ持参するか郵送にて選挙管理委員会まで提出ください。
(〒289-2292 多古町多古584番地 多古町役場2階総務課内)
提出期限：9月5日(木)

- 注意事項**
- 作品は返却しません。
 - 作品の著作権は選挙管理委員会に帰属し、選挙啓発物品等へ利用させていただきます。その際には、氏名、学校名等を公表します。
 - 町で審査した上位作品は千葉県に推薦します。

お問合せ●多古町選挙管理委員会(総務課内) ☎ 76-2611

奨学資金の返済免除制度のご案内

町では、高校生から大学生までを対象として、経済的な事情により就学が困難な方を支援するための「奨学資金貸付制度」があります。

一定の要件に該当した場合に、申請により返済が免除となる「返済免除制度」もあり、返済に係る負担を軽減して生活の安定を図ります。

- 返済の免除要件**
 - ・多古町に住所がある方
 - ・就業している方
 - ・町税の未納が無い方
- 免除となる期間**
 - 奨学資金の返済期間(借り受けた期間の2倍の期間)において、上記の免除要件に該当している期間
 - ※免除期間中に町外への転出などにより免除要件を欠く場合には、その後の返済が発生します。
- 奨学資金制度**
 - 詳細については広報たこ2月号、もしくは町ホームページをご覧ください。

奨学資金の基金への寄付

奨学資金の返済免除制度の創設により、基金が減少することとなります。将来にわたり免除制度を維持していくため、奨学資金の基金への寄付をお願いします。

寄付をいただいた場合には、税法上の優遇措置が受けられるとともに、貸付を審査する奨学事業運営審査会に出席していただくことがあります。

お問合せ●総務課庶務係 ☎ 76-2611



国民健康保険税 制度改正のお知らせ

4月から国民健康保険税を以下のとおり改正しました。

医療分における資産割の廃止、所得割の変更のほか、賦課限度額を引き上げ、軽減対象世帯の範囲を拡大しました。

※今回の税率改正では、支援分、介護分の変更はありません。



改正の内容

- ①資産割を廃止**
 医療分において、土地・家屋に係る固定資産税額に応じて課税される資産割を廃止しました。
- ②医療分の所得割の変更**
 医療分のうち、所得金額に応じて課税される所得割を現行の7.0%から7.2%に変更しました。
- ③賦課限度額の引き上げ**
 国民健康保険税の負担の上限となる賦課限度額について、医療分の限度額が現行の54万円から58万円に変更しました。
 改正前の税率等の比較は表1のとおりです。
- ④所得の少ない世帯における軽減対象世帯の拡大**
 世帯主(擬制世帯主を含む)、国民健康保険加入者及び特定同一世帯所属者の総所得金額等の合計額が一定以下の場合には、均等割額及び平等割額が7割、5割、2割の割合で軽減されます。今回の改正により、5割、2割軽減の対象世帯が表2のとおり拡大しました。
 ※擬制世帯主…国民健康保険の被保険者でない世帯主であって、同一世帯内に国民健康保険の被保険者がいる場合の世帯主をいいます。
 ※特定同一世帯所属者…国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も引き続き同一の世帯に属する方をいいます。

表1 国民健康保険税 税額改正表

区分	医療分		支援分		介護分	
	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
所得割	7.0%	7.2%	2.4%	変更なし	1.7%	変更なし
資産割	40%	廃止	-	-	-	-
均等割	18,000円	変更なし	12,000円	変更なし	15,000円	変更なし
平等割	25,000円	変更なし	-	-	-	-
限度額	54万円	58万円	19万円	変更なし	16万円	変更なし

表2 国民健康保険税 軽減制度の改正

区分	現行	改正後
7割軽減	世帯の総所得金額等の合計額が33万円以下	
5割軽減	33万円+27万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下	33万円+28万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下
2割軽減	33万円+50万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下	33万円+51万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下

〈例〉5割軽減世帯

世帯主の所得145万円・配偶者と子ども2人の4人世帯の場合(世帯主以外所得無し)

(現行) 33万円+27万5千円×4人=143万円(2割軽減)

(改正後) 33万円+28万円×4人=145万円(5割軽減)

●世帯の所得合計が145万円以下となるため、5割軽減世帯に該当し、改正前より保険税が軽減されます。

納税通知書の発送について

国民健康保険税の納税通知書を7月中旬に送付します。

国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入をしていなくても、世帯内に加入者がいる場合は、世帯主宛てに通知書を送付します。

お問合せ●税務課課税係 ☎ 76-5402